

事 務 連 絡
平成23年2月22日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
企画法令係
財政第二係

一部負担金減免の実施に係る減免額の特別調整交付金による補填について

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成22年9月13日付け事務連絡「一部負担金減免・保険者徴収に関するQ&Aについて」において、保険者が一部負担金減免を実施した場合に、その減免額の2分の1を特別調整交付金による補填を行う旨をお示ししたところですが、その詳細について、別添のとおり、Q&Aにまとめましたので、貴管内保険者への周知等、特段の御配慮お願いいたします。

【別添】

一部負担金減免の実施に係る減免額の特別調整交付金による補填に関するQ&A

(平成23年2月)

Q1 平成22年9月13日付け事務連絡「一部負担金減免・保険者徴収に関するQ&Aについて」別添「一部負担金減免・保険者徴収に関するQ&A」（以下「Q&A」という。）問1で、「減免額の2分の1を特別調整交付金で補填することとしているが、この補填の対象となるのは、今回示した基準に該当するものに限られる」とあるが、基準に該当するものであれば、すべてが対象となると考えてよいのか。

A1 平成22年9月13日付け保発0913第2号保険局長通知による改正後の「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」（以下「改正通知」という。）は、すべての保険者において一部負担金の適切な運用がなされるよう、その取扱いを規定する実施要領等を定めていただくことを目的としており、国が望ましいと考える基準（以下「国基準」という。）を提示したものを。

国基準に該当する世帯については、少なくとも一部負担金減免の適用対象としていただきたいと考えており、当該世帯に対する減免額の2分の1を特別調整交付金で補填することとしたものである。

そのため、国基準よりも狭い範囲で一部負担金の減免を実施する保険者については、特別調整交付金による補填は行わず、また、保険者間の公平の観点から（財政力のある保険者を優遇することとならないよう）、国基準よりも広い範囲において実施された減免に対する特別調整交付金による補填は行わないこととしている。

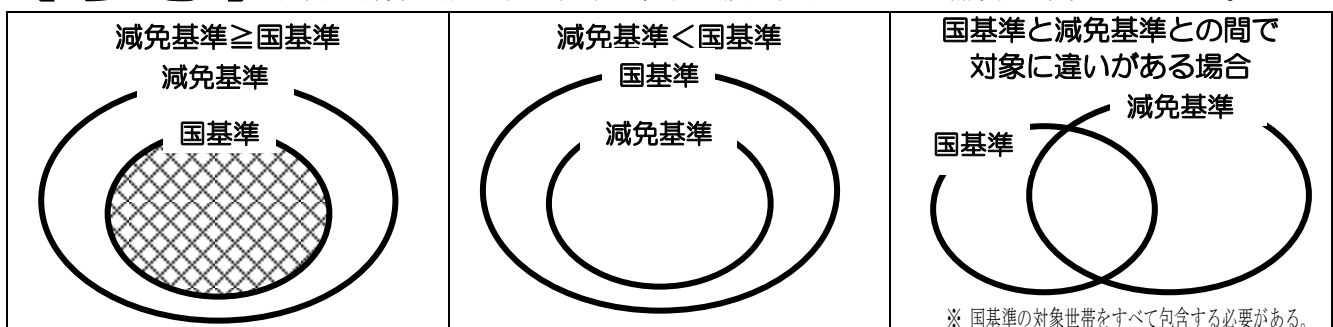
Q2 国基準よりも狭い範囲となる減免基準を定めた場合、特別調整交付金による補填が一切行われなかったということか。

A2 お見込みのとおり。

Q3 国基準よりも広い範囲となる減免基準を定めた場合、国基準に該当する世帯に対して実施された減免だけが特別調整交付金による補填の対象となるのか。

A3 お見込みのとおり。

【参考】 網掛け部分に該当する世帯が、特別調整交付金による補填の対象となるもの。



Q4 国基準よりも狭い範囲とは、具体的にどのような減免基準を定めた場合か。

A4 国基準とは、次の①から③のすべてを満たすものである。

- ① 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入金額が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合算額（以下「生活保護基準」という。）以下の世帯
- ② 預貯金が生活保護基準の 3 箇月以下である世帯
- ③ ①②の両方に該当する世帯に属する入院療養を受ける被保険者に対する療養の給付に係る一部負担金の減免を行った場合

国基準よりも狭い範囲とは、例えば、生活保護基準を生活扶助相当額のみと規定したり、預貯金の基準を生活保護基準の 2 箇月以下と定めたりすることである。つまり、①②③を満たす世帯（被保険者）に対する一部負担金減免の実施について、これを妨げるような減免基準を設けた保険者には、特別調整交付金による補填を行わないということである。

Q5 被保険者資格証明書交付世帯について、一部負担金減免の適用世帯から除外することは、国基準よりも狭い減免基準を設けたことになるのか。

A5 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 44 条による一部負担金の徴収猶予及び減免については、法第 42 条又は第 43 条に規定する一部負担金について行われるものである。被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者が保険医療機関等において療養を受けた場合は、療養に要した費用を被保険者が一旦支払い、事後において、その費用を特別療養費として保険者が被保険者に支給するものであって、一部負担金は生じないものである。このため、被保険者資格証明書交付世帯を除外する規定を設ける必要はないと考える。

なお、保険者は、療養を受ける必要が生じた被保険者資格証明書交付世帯から医療機関等での窓口負担が困難である旨の申出があった場合、その時点における世帯状況について調査・確認の上、被保険者資格証明書の交付対象とならない特別の事情（法第 9 条第 3 項、令 1 条）があるかどうかを判断し、被保険者資格証明書の交付対象でないと判断された世帯に対しては被保険者証を交付することとなる。このように被保険者証が交付された世帯であれば、一部負担金減免を申し出ることができるものである。

Q6 保険者が保険料(税)の完納（保険料(税)の滞納がないこと）を一部負担金の減免基準に含めた場合は、国基準よりも狭い減免基準を設けたことになるのか。

A6 一部負担金減免の適否の判断は、減免申請があった時点での世帯の生活困難の状況により行われるものであって、申請以前の当該世帯への被保険者証の交付状況や保険料(税)の滞納の事実のみをもって、一律に一部負担金減免の適否の判断基準とする規定を設けることは、国基準より狭い減免基準を設けたものとする。

Q7 国基準でいう「預貯金」について、蓄財性の高い生命保険等を含めて算定することは、国基準よりも狭い減免基準を設けたことになるのか。

A7 あくまで国基準は預貯金の金額を示したものであり、蓄財性の高い生命保険等を含めて算定することは、お見込みのとおり、国基準より狭い減免基準を設けたものとする。

Q8 改正通知の第一の一に「世帯主又は組合員が次の各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難となった場合において必要と認めるときは」とあるが、世帯主以外の国保被保険者の収入が被災や失業等により減少し、世帯の収入が国基準以下となった場合、これを減免の対象とする取扱いについては、国基準よりも広い減免基準を設けたことになるのか。

A8 世帯主（組合員）以外の国保被保険者の収入が、被災や失業等によって減少することで、当該世帯全体の収入が減少し生活が困難となった場合についても、世帯主（組合員）が一部負担金の支払が困難であることに変わりはない。国基準は、少なくとも一部負担金減免の適用対象としていただきたいと考える世帯を提示したものであるため、世帯主（組合員）以外の国保被保険者が改正通知の第一・一の各号のいずれかに該当し、当該世帯の生活が困難となる場合についても、減免の対象とすることは差し支えなく、特別調整交付金による補填対象とするものである。

Q9 改正通知の第一の二（一）で、収入の減少の認定において、生活保護基準との収入額との比較に当たって、世帯主及び被保険者の収入額を算定するものとされているが、世帯内に被用者保険に加入する有所得者世帯員（以下「社保世帯員」）がいる場合でも、世帯収入額の算定上はこれを除外することで良いのか。また、この場合、世帯としての生活保護の要否決定とは判断基準が異なってくるがなぜか。

A9 お見込みのとおり。一部負担金減免は、あくまで国保世帯の収入減少により判断するものであり、生活保護の要否決定の方法とは異なるものとする。

社保世帯員を含めて世帯収入額を算定する減免基準を設けた場合、①国保世帯だけでは生活保護基準以下だが、社保世帯員を含めて算定すると生活保護基準を上回り、減免対象から除外されるケースや、②国保世帯だけでは生活保護基準を上回るが、社保世帯員を含めて算定すると生活保護基準を下回り、減免対象となるケース等が想定される。

このため、社保世帯員を含めて世帯収入額を算定する減免基準を設けることについては、1ページ【参考】の「国基準と減免基準との間で対象に違いがある場合」に該当するものであり、特別調整交付金による補填の対象とはならない。

Q10 「低所得者についての高額療養費の自己負担限度額に係る特例と生活保護の関係について」（昭和57年10月20日付け保険局国民健康保険課長通知）で示された国保特例高額療養費該当、いわゆる「境界層該当」として生活保護の申請を却下された世帯について、生活保護基準を超えない世帯とみなして一部負担金減免を実施した場合、特別調整交付金による補填の対象となるか。

A10 特別調整交付金による補填は、境界層該当であるかどうかではなく、あくまで国基準に該当する世帯かどうかで行うものである。

Q11 一部負担金の減免を実施したもののうち、退院後に申請が行われたものについては、特別調整交付金による補填対象となるのか。

A11 一部負担金の減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ保険者に対し、申請書を提出しなければならないと通知でも示しているところであり、そもそも一部負担金減免の対象とならない。

各保険者においては、自治体の福祉部局や保険医療機関等との連携を図り、被保険者への一部負担金減免制度の周知や、減免の適用が必要と思われる世帯に対して申請勧奨等を行うことにより、事前の申請となるように努められたい。

Q12 改正通知では、減免期間は「1箇月単位の更新制で3箇月までを標準とすること」とあるが、特別調整交付金の交付対象となるのは、3箇月間のみか？

A12 3箇月を超えて行った一部負担金減免については、次の要件を満たすものについて、特別調整交付金による補填の対象とする。

- ① 1箇月単位の更新により3箇月間の一部負担金減免が継続され、
- ② 3箇月を超えた時点で改めて生活困難の調査が実施されたもので、
- ③ その調査結果を踏まえ、他の福祉施策の利用についての検討を行ってもなお、一部負担金減免を継続することが適当であると判断された世帯に係るもの

Q13 一部負担金の減額割合等（例：3割→1割への減額、全額免除）により、特別調整交付金による補填が行われないことはあるのか。

A13 減額割合等は、特別調整交付金による補填の対象か否かにはかかわらないが、補填額には当然影響する。

Q14 特別調整交付金による補填対象となる入院療養について、当該入院療養に係る入院前後の外来療養（検査等）の一部負担金を減免した場合、これは特別調整交付金による補填対象となるのか。

A14 特別調整交付金による補填対象とはならない。

Q15 一部負担金の減免を実施した額について、国保特会からではなく、一般会計からの支出としているが、この場合も特別調整交付金による補填対象となるのか。

A15 特別調整交付金による補填対象となる一部負担金の減免額は、国保特会から支出された額に限られる。一般会計から支出した場合には、補填の対象外である。国保特会からの支出であれば、財源が一般会計繰入であっても、補填の対象となる。

Q16 一部負担金の減額を実施してもなお、医療機関等の窓口負担が高額となり、高額療養費が発生するケースも考えられるため、一部負担金減免と高額療養費の関係を含め、特別調整交付金による補填対象となる一部負担金減免額の範囲を示されたい。

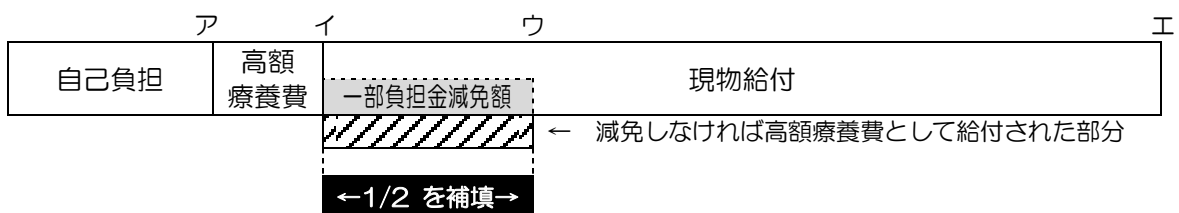
A16 医療費 100 万円、若人、一般世帯（限度額 8 万 7430 円）の場合を例に、それぞれのケースで考えると、以下のとおりとなる。

【ケース1】

一部負担金を減額してもなお高額療養費算定基準額以上となる場合（例：一部負担金割合を3割→1割に減額）は、

自己負担	高額療養費	現物給付
8万7430円	1万2570円	90万円 うち、一部負担金減免によって 保険給付となった額：20万円

という整理となり、



※ ア：高額療養費算定基準額（8万7430円）、イ：減免後の一部負担金額、ウ：本来の一部負担金額（30万円）、エ：医療費総額（100万円）

一部負担金減免を実施しなければ高額療養費として給付された部分（このケースでは一部負担金減免額）の2分の1の額について、特別調整交付金により補填するものである。

【ケース2】

減額後の一部負担金が高額療養費算定基準額を下回る場合（例：一部負担金割合を3割→0.5割に減額）や一部負担金を免除した場合は、

＜減額の場合＞

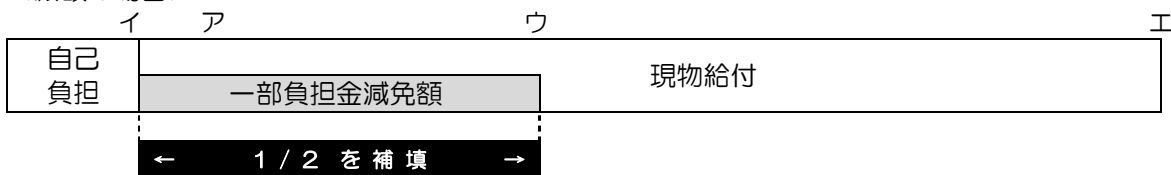
自己負担	高額療養費	現物給付
5万円	発生しない (0円)	95万円 うち、一部負担金減免によって 保険給付となった額：25万円

＜免除の場合＞

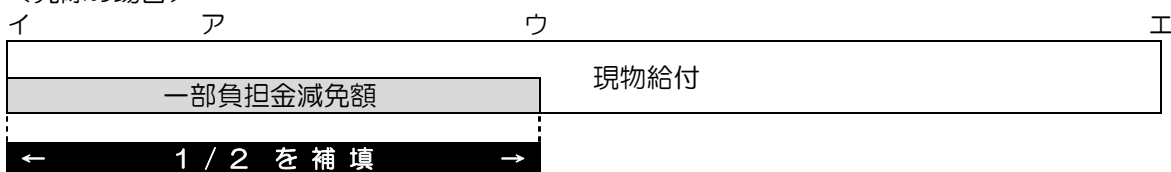
自己負担	高額療養費	現物給付
0円	発生しない (0円)	100万円 うち、一部負担金減免によって 保険給付となった額：30万円

となり、高額療養費が生じることはなく、次のとおり、一部負担金減免額の2分の1の額について、特別調整交付金により補填するものである。

<減額の場合>



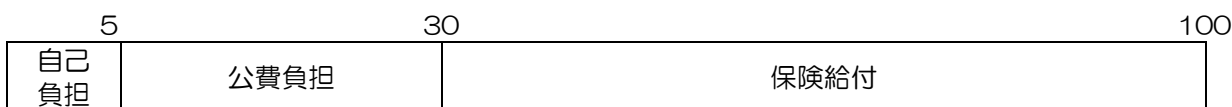
<免除の場合>



なお、一部負担金減免による減免額については、平成 9 年 9 月 29 日付け保険発第 124 号保険局国民健康保険課長通知にあるとおり、療養給付費等負担金及び療養給付費等交付金の対象とはならないものであり、一部負担金減免を実施しなければ高額療養費として給付される部分について、療養給付費等負担金及び療養給付費等交付金と特別調整交付金による補填の両方を受けることはできないので注意願いたい。

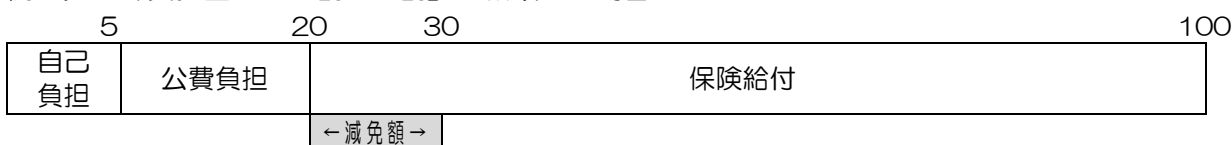
Q 17 いわゆる公費負担医療のうち他法優先かつ自己負担が生じるものについて、一部負担金を減額又は免除した場合、特別調整交付金による補填対象となる一部負担金減免額の範囲を示されたい。

A 17 公費負担 95/100、自己負担 5/100、他法優先の公費負担医療を仮定して考える。本来は次のとおりの給付となる。

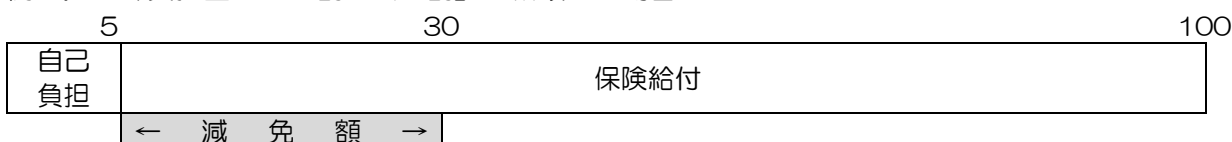


ここで、下の例 1 及び 2 のように一部負担金減免を実施すると、保険給付の割合が高くなり、他の医療に関する給付が受けられる場合はその限度において負担することを要しない（他法優先）とされているため、単に公費負担分が減じられる結果となる（費用の 95/100 から一部負担金減免後の保険給付額を控除した額が公費負担額となる）だけである。

例 1. 一部負担金を「3 割→2 割」に減額した場合



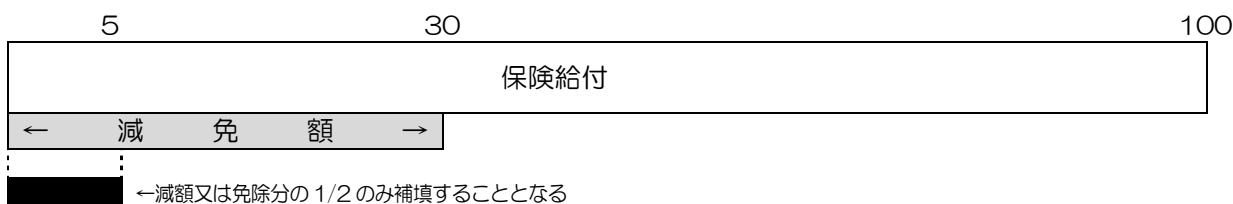
例 2. 一部負担金を「3 割→0.5 割」に減額した場合



このことから、一部負担金割合を 3 割から 0.5 割までの範囲内で減額を実施することは、被保険者の負担割合が軽減されることはなく、保険者にとっても保険給付が増加するだけであるので、こうした一部負担金減免について実施する必要はなく、特別調整交付金による補填対象とはしない。

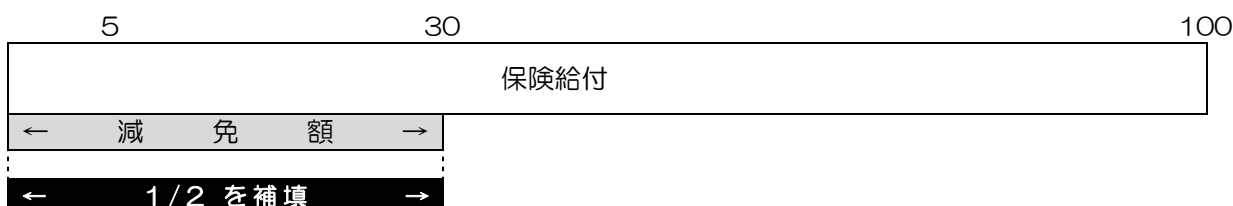
次に、一部負担金割合を 0.5 割未満に減額又は免除、つまり、自己負担の 5/100 の減額又は免除を実施する場合については、前述の例 1 及び 2 の取扱いにかんがみ、例 3 にあるとおり、自己負担の 5/100 に係る減額又は免除した額の 2 分の 1 だけが特別調整交付金により補填されることとなる。

例 3. 一部負担金割合を 0.5 割未満に減額又は免除した場合



しかし、これでは公費負担されていた分をすべて保険給付とする必要があるため、保険者の負担が大きくなると思われる。

このため、自己負担の 5/100 について減免する必要があると保険者が判断する場合にあっては、当該傷病について、公費負担医療による取扱いとはせず、被保険者（又は世帯主）及び医療機関等とも確認の上で、一般の医療として取り扱うものとし、一部負担金の減免を実施されたい。また、こうした取扱いによる減免を実施した場合については、次のとおり、一部負担金減免額の 2 分の 1 の額について、特別調整交付金により補填するものである。



※ 特別調整交付金の交付申請について

一部負担金減免の実施に係る減免額の特別調整交付金による補填については、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号。以下「調交省令」という。）の改正を行い、平成 22 年 9 月 13 日以降に一部負担金減免の決定をした世帯を対象とすることを予定しているところ（改正は平成 22 年度末を予定）。

なお、平成 22 年度の当該補填に係る特別調整交付金の申請については、改正通知で示した国基準（改正後の調交省令）に該当する、平成 22 年 9 月 13 日以降に一部負担金減免の決定をした世帯に対するものであって、平成 22 年 12 月 31 日までに国民健康保険団体連合会に支出した分を対象とすること。